

<b>基本方針</b>	<b>1 財源減少に対応する行財政体制の確立</b>
<b>重点項目</b>	<b>(1) 定員管理の適正化と組織機構の見直し</b>
<b>取組項目</b>	<b>(1)-1 定員適正化（第2次改訂）計画に基づく職員定数の削減</b>
<b>実施内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定員適正化計画に基づき、退職職員や再任用職員数の状況を踏まえて計画的な職員採用を行い職員定数を削減する。</li> </ul>
計画期間の達成状況と総括	
<b>達成</b>	H30年度末をもって、第2次郡上市定員適正化計画に掲げる目標値（職員総数856人、普通会計職員数505人）に対し、実績値（総職員数：847人、普通会計職員数495人）となっており所期の目的は達成されたとと言える。
取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
<b>見直し</b>	定員適正化計画（第3次改訂）との整合を図り、経験・知識が豊富な再任用職員の適材適所への配置も検討しながら、計画的な職員数の確保に努める必要がある。
<b>取組項目</b>	<b>(1)-2 臨時職員の活用、民間委託、民営化の推進による人件費の抑制</b>
<b>実施内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間に委ねた方が経費節減やサービスの維持、向上の効果が期待される業務について、民間委託・民営化、指定管理者制度の導入、市民や市民団体等との協働など最適なアウトソーシングを推進する。</li> <li>必要に応じて臨時職員を適正に配置する。</li> </ul>
計画期間の達成状況と総括	
<b>達成</b>	宿直業務の見直しについては、成果があった事項の一つであるものの、まだ見直しの余地（日直の集約、宿直の本庁1庁舎体制等）がある。また、その他業務における民間委託、民営化の推進については、計画期間中の具体的な検討は行っていない。但し、取組項目の主たる目的である「人件費の抑制」に着目すると、H24年度の約45億円から、H29年度決算では約40億円に減少しており、所期の目的は達成されたとと言える。
取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
<b>完了</b>	人件費が過度に増加しないよう引き続き意識していく必要があるが、第3次行革大綱実施計画においては、人件費の削減や抑制に焦点化した取組みは完了とする。一方で、会計年度職員等の適切な活用による職員配置の適正化をはじめ、AI（人工知能）やRPA（ロボットによる業務の自動化）等の検討による行政サービスの向上、市民協働や創る改革の観点での民間委託、民営化の推進など、多様な取組みによって総合的に行政改革の推進を検討する必要がある。
<b>取組項目</b>	<b>(1)-3 早期勸奨退職の促進と若年、民間経験職員の採用による年齢構成の平準化</b>
<b>実施内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、退職手当組合の制度改正に応じ、早期勸奨退職の要件について見直しを行う。</li> <li>定員適正化計画（第2次改訂）に基づき、職員の年齢構成を平準化するため、退職者に対する採用者の補充が年度で偏らないように、計画的に採用を行う。</li> </ul>
計画期間の達成状況と総括	
<b>達成</b>	H24年4月1日現在において、50代から逆三角形型に構成されていた年齢分布が、H30年4月1日現在の職員の年齢構成では、50代後半と、40代前半の職員数が比較的多いものの、10代後半から30代中盤までに厚みが出てきており、平準化が進みつつあることが分かる。このことから、所期の目的は達成したと言える。
取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
<b>完了</b>	定員適正化計画（第3次改訂）では、定年退職に伴う補充を計画期間に平均的に実施することとしており、第2次行革大綱計画期間内に年齢構成の平準化が進んだことを踏まえ、第3次行革大綱実施計画において本取組みは完了とする。

<b>取組項目</b>	<b>(1)-4 振興事務所を含めた組織機構の再編と職員の適正配置</b>
実施内容	・今後の政策課題や行政需要、地域審議会廃止後の地域振興組織の見直し等を踏まえ、組織機構の見直しを行う。
計画期間の達成状況と総括	
一部達成	<p>職員の適正配置については、第2次郡上市定員適正化計画に基づき、職員の技能やスキル、また業務量等に応じた職員数のバランスを考えながら実施してきた。一方で、組織機構の再編に関しては、行革リーダーにおいて振興事務所業務のうち南北エリアで集約可能な業務等を洗い出し、シミュレーションを行ったものの、理事者への提案には至っていない。但し、本庁支所方式を継続する中で、本庁では、業務の集約化や分業化に伴い、組織の一部改編（企画部門の見直しによる行革担当課長の廃止や政策推進課の設置等）を行った。この間、振興事務所のあり方とも関係し、地域経営の基礎となる「小さな拠点とネットワーク」の考え方を整理してきた。</p> <p>これらを総括すると、本庁支所方式を維持するという方針の中、大きな組織改編は実施していないものの、職員の適正配置を進めていることから、一部達成と評価する。</p>
取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
継続	施策や事務事業の円滑かつ効率的な推進のため、引き続き本庁・振興事務所・出先機関の事務事業のあり方とともに配置の見直しを検討していく必要がある。
<b>重点項目</b>	<b>(2) 公の施設等の見直し</b>
<b>取組項目</b>	<b>(2)-1 利用状況、収支等の観点から個別施設の評価と見直しの実施</b>
実施内容	・公の施設等の見直し方針（改訂版）を作成し、個別施設の評価基準を定め、評価と見直しを行う。
計画期間の達成状況と総括	
一部達成	<p>H28年度末に「公共施設等総合管理計画」を策定したことで、公の施設等の見直しの総論部分に関しては一定の進捗があった。一方、各論部分である個別施設については、現在策定中の「公共施設適正配置計画」業務の検討過程で施設評価まで実施しているものの、最終的な方向性の判断及び見直しへの着手には至っていない（計画策定後となる）。</p> <p>従って、現時点では個別施設の評価はしたものの、全般的な見直しはR1年度以降になるため、一部達成と評価する。</p>
取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
継続	基本方針2「公共施設等の適正な管理」における基本的、全体的な取組みであり、公共施設適正配置計画を策定し推進する中で、検討していく必要がある。
<b>取組項目</b>	<b>(2)-2 同種の施設の統合等の実施による施設数の削減</b>
実施内容	・公の施設等の見直し方針（改訂版）に基づき、施設の統合、廃止、休止等を見直しを行う。
計画期間の達成状況と総括	
一部達成	<p>H28年度末に「公共施設等総合管理計画」を策定したことで、公の施設等の見直しの総論部分に関しては一定の進捗があった。一方、各論部分である個別施設については、現在策定中の「公共施設適正配置計画」業務の検討過程で施設評価まで実施しているものの、最終的な方向性の判断及び見直しへの着手には至っていない（計画策定後となる）。</p> <p>このような現状の中でも、個別案件として斎場を集約し、西和良小学校と和良小学校との統合が実現したという成果もあるが、本来これらの見直しを全体的に実施するためには、「公共施設適正配置計画」の策定を完了し、これに基づき進める必要があることから、現時点では一部達成と評価する。</p>
取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
継続	基本方針2「公共施設等の適正な管理」における各種取組みの一つとして、公共施設適正配置計画を策定し推進する中で、統廃合及び施設数の削減について検討していく必要がある。

	ある。
<b>取組項目</b>	<b>(2)-3 小中学校の学校区の見直し</b>
<b>実施内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「郡上市における小中学校の適正規模に関する提言」を踏まえ、検討組織を立ち上げ、学校区の見直しを行う。</li> </ul>
計画期間の達成状況と総括	
<b>一部達成</b>	<p>H25年度に教育委員会が設置する検討委員会から提出された「小中学校の適正規模に関する提言」以降、教育委員会事務局内部では合同学習・合同部活動で現状を維持するという方向性で検討されていた。しかしながら、H29年度以降「公共施設適正配置計画」や「小さな拠点とネットワーク」との一体的、総合的な取組みの中で、小中学校体制の見直しが重要視されたことから、小中学校体制検討委員会が設置され、小中学校区の見直しに関する取組みが加速度的に検討された。H30年度には、検討委員会から適正規模・適正配置に関する答申がなされ、市における教育のあり方とともに現在進行形で取組中である。</p> <p>これらのことから、公表には至っていないものの、提言も含め教育委員会内部において一定の方向性が形になりつつあると考えられるため、一部達成と評価する。</p>
取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
<b>継続</b>	基本方針2「公共施設等の適正な管理」における各種取組みの一つとして、(仮称)学校規模適正化計画及び公共施設適正配置計画に基づいて検討していく必要がある。
<b>取組項目</b>	<b>(2)-4 施設の長寿命化対策の実施</b>
<b>実施内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の長寿命化対策に関する基本的な考え方や骨子をまとめ、個別施設の情報を整理する。</li> <li>大規模な修繕が短期間に集中しないように長寿命化計画を策定する。</li> <li>既存施設を有効に活用するため、必要な修繕を計画的に実施する。</li> </ul>
計画期間の達成状況と総括	
<b>一部達成</b>	<p>建築物系の公共施設に関しては、「公共施設適正配置計画」策定の過程でこれまで不確定であった総量を把握し、将来更新費用を推計した。また、本計画の「公共施設等の管理に関する基本的な方針」の中では、長寿命化をはじめ、点検・診断、修繕・更新、耐震化などの実施方針を定めている。一方、橋梁に関しては、本計画に先立って策定されている橋梁の長寿命化修繕計画に基づき、H26年度からの5カ年で898橋全ての点検を計画的に行うこととしており、着実に点検を進めた結果、H30年度末にはすべての橋梁点検が完了した。</p> <p>建築物系施設の長寿命化への着手については、今後策定する公共施設適正配置計画及び第3次行政改革大綱実施計画の中で、引き続き具体的に検討が必要な取組みであることも踏まえ、一部達成と評価する。</p>
取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
<b>継続</b>	基本方針2「公共施設等の適正な管理」における各種取組みの一つとして、公共施設適正配置計画を策定し推進するとともに、必要に応じて個別施設の長寿命化、保全計画のあり方について検討していく必要がある。
<b>取組項目</b>	<b>(2)-5 用途変更等による既存施設の有効活用</b>
<b>実施内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所期の設置目的を達成した施設等は、補助制度等への対応を踏まえて、必要とされる用途への転換を図る。</li> </ul>
計画期間の達成状況と総括	
<b>一部達成</b>	<p>空きスペースの有効活用（NEXCO中日本の白鳥庁舎活用）や設置目的を達成した施設の用途変更（和良教職員住宅の売却など）の事例が増加している。また、公共施設等総合管理計画において廃止や譲渡の対象となる施設類型が明確となり、公共施設適正配置計画の策定過程でも、廃止後の施設の有効活用のあり方も検討が進んでいる。</p>

	これらのことから、既存施設の有効活用は徐々に進んでいるが、譲渡等を促すための支援策については検討段階であることから、一部達成と評価する。
取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
継続	転用にあたっては、総合管理計画に定める施設の削減目標を前提に、公共施設適正配置計画に示す方針の中で市が引き続き保有しない方策も併せて検討し、安易な転用は避ける必要がある。
取組項目	<b>(2)-6 社会教育施設等への指定管理者制度の拡大</b>
実施内容	・「郡上市指定管理者制度の運用に関する指針」に基づき、社会教育施設等への指定管理者制度の導入を進める。
計画期間の達成状況と総括	
一部達成	第2次大綱の計画期間中に、直営による運営から指定管理に切替えた既存施設は2件（やまと総合センター、郡上CATVネットワーク施設）、新たに市が保有等した施設における指定管理者制度の導入が2件（ホテル積翠園、郡上八幡駅観光案内所）である。取組みとして0件ではないため、一部達成と評価するが、社会教育施設への指定管理者制度の導入は0件であり、他市と比較しても非常に少ないことから、第3次行政改革大綱実施計画作成にあたり、引き続き具体的に検討が必要な取組みである。
取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
継続	社会教育施設への指定管理者制度の導入が0件であることから、導入に関して費用対効果を検証するとともに、導入にあたっては「指定管理者制度の運用に関する指針」の見直しも含め検討する必要がある。
取組項目	<b>(2)-7 必要性が低下した施設や生産加工施設等の民間への譲渡、貸付の促進</b>
実施内容	・民間活力の拡大の観点から、農林産物加工施設、観光施設、物産品販売施設、宿泊施設等について民間への譲渡を進める。
計画期間の達成状況と総括	
一部達成	譲渡対象17施設（平成24年1月議会行革委員会で提示）のうち、めいほう高原自然体験センター、とうふ工房の2施設が譲渡されたことから、一部達成と評価する。しかしながら、議会に施設譲渡の一覧を示してから7年以上が経過しているが、譲渡に至った施設が2施設という現状であり、公共施設適正配置計画及び第3次行政改革大綱実施計画の中で、引き続き具体的に検討が必要な取組みである。
取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
継続	基本方針2「公共施設等の適正な管理」における各種取組みの一つとして、公共施設適正配置計画を策定し推進する中で、譲渡対象施設について検討していく必要がある。
取組項目	<b>(2)-8 開館期間や利用時間帯の見直し等による管理運営費の削減</b>
実施内容	・利用者の状況や維持管理の効率化等を考慮しながら、開館時間等の見直しを進める。
計画期間の達成状況と総括	
一部達成	H27～H28年度にかけて試行的に実施した大和、高鷲、明宝、和良の博物館の開館時間等の見直しの結果によると、得られた管理運営費の削減効果は各施設20～30万円程度であり入館者に目立った現象は見られなかった。また、季節的な利用者のニーズを見極め、管理運営費とのバランスを検討した結果、道の駅大日岳では、冬期間の限定的な休館を実施している。これらの取組みにおいて、わずかではあるが管理運営費の削減が見られたことから、一部達成と評価する。
取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
見直し	博物館等については、文部科学省からも単なる展示に止まらず、積極的な活用を図る旨

	の通知がなされており、指定管理者制度の導入の検討も排除せず、管理運営費の削減だけでなく、入館者の増加を促進する取組みの検討が必要である。
<b>取組項目</b>	<b>(2)-9 施設のPRの強化や利用団体等との連携による利用率の向上</b>
<b>実施内容</b>	・同種施設や周辺施設と連携したPRの強化や利用団体との連携等により利用率の向上を図る。
計画期間の達成状況と総括	
<b>一部達成</b>	社会教育施設を中心に、行政パートナー制度の導入など協働による施設の管理運営や事業実施が徐々に浸透してきた。また、公共施設同士の連携（やまと総合センターやまと温泉との連携など）に止まらず、官民連携（高鷲地域における吠高原グラウンドと民宿等との連携）も進展している。こうした取組みの結果、徐々にではあるが文化施設及び体育施設の利用者合計が増加が見られる。従って、利用率の向上は一定程度認められると考えられ、一部達成と評価する。
取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
<b>継続</b>	公共施設の効率的な管理運用のため、施設の利用向上に資する事業内容の充実について検討が必要である。なお、施設によっては、指定管理者制度の導入を含め民間活力の活用も検討する必要がある。
<b>重点項目</b>	<b>(3) 財政運営の健全化</b>
<b>取組項目</b>	<b>(3)-1 事業の終期の明確化、重複や類似事業の整理による事務事業の見直し</b>
<b>実施内容</b>	・事務事業点検により、事業の目的や成果を評価、検証した上で、終期を設定する。 ・重複、類似事業を検証し、整理、統合を行う。
計画期間の達成状況と総括	
<b>一部達成</b>	決算審査と事務事業点検を統一して行うことで、経常経費等を除く政策的経費・投資的経費のほとんどに対して評価を行うことができるようになった。その評価の過程で、一部廃止や類似の事業の整理を行ったものの、事業終期を明確化するような仕組みづくりは確立していない状況である。但し、評価結果を明示して予算編成を行う手法も取り入れており、今後につながる道筋も示しつつあることから、一部達成と評価する。
取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
<b>継続</b>	質の高い行政サービスと歳出削減のための取組みであり、また、職員の適正配置や組織機構にも影響する事項であることから、重要な取組みと位置づけて検討していく必要がある。
<b>取組項目</b>	<b>(3)-2 経常的経費等の歳出の削減</b>
<b>実施内容</b>	・財政の弾力性確保の観点から経常的経費の削減に向けた取組みを全庁で進める。 ※経常収支比率の目標数値：H27 85.7%（総合計画後期基本計画成果指標）
計画期間の達成状況と総括	
<b>一部達成</b>	これまでに新電力の導入やLED化、プリンタの利用制限等経費節減の取組みを進めてきた。このような取組みは、非常に地道な作業で、多くの職員の努力が必要であるにも関わらず、削減可能な経費には限界がある。第2次行革大綱の前半において、これらに全庁的に取り組み目標値に掲げる経常収支比率を下回ったこと（H27:目標値85.7% <b>実績値</b> 84.6% 【参考】H29:実績値87.7%）、コスト感覚を醸成したことを踏まえ一部達成と評価する。
取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
<b>継続</b>	経常経費が増大する（あるいは削減に至らない）要因の大きな一つに公共施設の数と老朽化が挙げられるため、抜本的な経常経費の削減については、公共施設適正配置計画及び第3次行革大綱実施計画において、施設の見直しも含め具体的な取組みを進めていく。

<b>取組項目</b>	<b>(3)-3 他会計への繰出金の削減</b>
<b>実施内容</b>	・使用料等収入の確保、徴収率（収納率）の向上、事務経費の削減、経営の効率化等を進め、一般会計から特別会計等への繰出金を削減する。
計画期間の達成状況と総括	
<b>一部達成</b>	予算編成時において、事務経費の過去の支出状況を確認しながら、適正な繰出金となる様に修正を図っており、水道会計においては一定の削減を見たことから、一部達成と評価する。
取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
<b>継続</b>	第3次行革大綱では、一般会計から他会計への繰出金を抑制することで、全体的な財政の健全化を図るという観点に立脚し「主な取組み」を設定している。このため、実施計画では具体的な実施事項として「常勤医師確保」「病床稼働率の向上」また「診療報酬に係る施設基準の積極的な取得」など公立病院の経営の健全化や、水道料金の適正化、下水道の維持管理費の削減など、各会計の効率化・健全化による繰出金の抑制について検討していく必要がある。
<b>取組項目</b>	<b>(3)-4 市債元利償還金の繰上げ償還による残高の削減</b>
<b>実施内容</b>	・財政状況を勘案しながら、市債の繰上げ償還を行う。
計画期間の達成状況と総括	
<b>達成</b>	第2次行政改革大綱計画期間においては、H25年度からH28年度の4年間の中で、合計23億2,555万円の市債元利償還金の繰上げ償還を行った。この結果、H30年度末において市債残高（一般会計地方債残高）は332億2,955万円となり、当初の目標値である342億8,500万円を下回った（目標値より10億5,500万円削減した）ことから達成と評価する。 本取組みは、減債基金を活用した「元利償還金の繰上げ償還」であり、基金の状況を見極めH29年度以降は実施していない。
取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
<b>完了</b>	減債基金残高は減少していることから、本取組みは一旦完了とする。但し、市債と基金の適正なバランスの確保の中で、今後繰上げ償還が必要となった場合に備え、減債基金をどう確保していくか検討する必要がある。
<b>取組項目</b>	<b>(3)-5 公債費負担適正化計画に基づく市債発行額の抑制</b>
<b>実施内容</b>	・公債費負担適正化計画に基づき、臨時財政対策債等を除く市債新規発行額を抑制する。
計画期間の達成状況と総括	
<b>達成</b>	公債費負担適正化計画に基づき、新規の市債発行額の抑制に取り組んだ結果、H25年度に起債許可団体を脱した。このため、H26年度以降は公債費負担適正化計画の策定を要しなくなったが、引き続き可能な限り市債の新規発行の抑制に努め、財政指標である実質公債費比率も減少（H29：12.7%）し、市債残高も目標値以内となっている。これらのことを総合的に判断し、第2次行革大綱計画期間の取組みとしては達成と評価する。
取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
<b>継続</b>	公債費負担適正化計画の策定は要しないものの、第3次行革大綱実施計画においても将来の負担軽減を図るため、投資的経費に係る市債発行上限額を設定し、新たな目標を定める中で継続的に取組みを行う必要がある。
<b>取組項目</b>	<b>(3)-6 「郡上市における公共工事コスト縮減行動計画」に基づく投資的事業費の抑制</b>
<b>実施内容</b>	・「郡上市における公共工事コスト縮減行動計画」に基づき、計画・設計段階から工事全体の内容を十分検討しコスト縮減を行う。
計画期間の達成状況と総括	

達成	<p>行動計画に基づくコストの縮減額が、投資的事業費の抑制にどの程度寄与しているかは明確ではないものの、行動計画により縮減の手法は確立されており、特に計画の初期段階における価格比較や、再生資源の有効利用については意識して取組みが行われている。</p> <p>こうした現状から、第2次行革大綱計画期間の取組みとしては達成と評価する。</p>
取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
見直し	<p>工事等のコスト縮減への取組みは常に意識する必要があるが、第3次行革大綱実施計画では、投資的事業費の抑制については「市債発行額上限額の設定」との関係性の中で、具体的な取組みを検討し継続していく必要がある。</p> <p>なお、現状において関係課が「郡上市における公共工事コスト縮減行動計画」をどの程度認識し各種事業を実施しているか、建設工事において将来的なトータルコストを勘案した場合、長寿命化の要素も含めたコストの縮減が必要でないか等の検証が必要である。</p>
取組項目	<b>(3)-7 補助金、交付金、負担金の見直し</b>
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金見直し方針を作成し、団体、個人、イベント等に対する補助金、交付金、負担金の見直しを行う。</li> <li>団体運営補助金は、可能な限り事業費補助方式への切り替えを進める。</li> </ul>
計画期間の達成状況と総括	
未達成	<p>H25年度に補助金総点検を行い、「第2次郡上市行政改革大綱に基づく補助金、交付金、負担金の見直し方針」を定めたものの、実行に移すアクションプラン作成及び目標値の設定に至っていない。以降、補助金等については、個々の取組みとして意識はされていると思われるが、具体的な確認を行っておらず、また、新たな補助金も創設され、現状が不明となっている実態がある。従って、未達成と評価する。</p>
取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
継続	<p>第3次行政改革大綱実施計画において、再度補助金の現状把握から始め、「見直し方針」の検証と、どのような種類の補助金を見直していくか優先順位を検討する必要がある。</p>
取組項目	<b>(3)-8 「公立病院改革プラン」及び「地域医療を守り育てる郡上市ビジョン」に基づく経営の効率化等の推進</b>
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>「公立病院改革プラン」及び「地域医療を守り育てる郡上市ビジョン」に基づき、理念に沿った経営を行い地域から信頼に答える医療機関として医療サービスを提供する。医師についても、地域特性に適う医師の早期確保に努める。</li> </ul>
計画期間の達成状況と総括	
一部達成	<p>「公立病院改革プラン」における数値目標がほぼ達成され、新たに「第2次公立病院改革プラン」とともに「第2期地域医療を守り育てる郡上市ビジョン」を策定し改革を進めている。また、大きな課題である医師確保については、市民病院においては困難な状況が続いているものの、H27年度より県北西部地域医療センターを立ち上げたことにより、国保白鳥病院では自治医科大学卒業医師の派遣増による常勤医師の確保が進んだ。また、国保白鳥病院を基幹とした各国保診療所群との間の連携によって、勤務医師の負担軽減につながっている。これら「プラン」及び「ビジョン」については、市民委員を含めた委員会において検証を図っている。引き続き医師確保の課題はあるものの、継続的な経営改善に取り組んでおり、第2次行革大綱期間においては、一部達成と評価する。</p>
取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
完了	<p>第3次行革大綱では、一般会計から他会計へ繰出金を抑制することで、全体的な財政の健全化を図るという観点に立脚し「主な取組み」を設定している。このため、本取組項目自体は「他会計への繰出金の抑制」へ統合し完了とするが、実施計画における具体的な実施事項の中で「常勤医師確保」「病床稼働率の向上」また「診療報酬に係る施設基準の積</p>

	<p>極的な取得」など、公立病院としての経営の健全化を検討する必要がある。また、水道料金の適正化や下水道の維持管理費の削減など、各会計の効率化・健全化にも目を向け、繰出金の抑制を検討する必要がある。</p>
<b>取組項目</b>	<b>(3)-9 病々連携、病診連携の推進</b>
<b>実施内容</b>	・地域連携部門の充実に努めて、病診、病病、福祉施設との連携を強化する。
計画期間の達成状況と総括	
<b>達成</b>	<p>電子カルテの導入による市民病院、国保白鳥病院及び各国保診療所群との相互連携の開始、地域医療を支える「県北西部地域医療センター」の設立による自治医大からの常勤医師の確保、地域包括ケアネットワーク研究会（ねこの子ネット）、医師、看護師、理学療法士等、各医療機関や福祉施設等との連携強化等、様々な取組みが進んでいることから、第2次行革大綱期間においては、所期の目的が達成されていると評価する。</p>
取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
<b>完了</b>	<p>第2次行革大綱における本取組みの目的は、公営企業の経営健全化による財政運営の健全化である。具体的には、病院、診療所、福祉施設等の連携を図ることで良質の医療を提供し、また常勤医師の確保により病院の経営を安定化するというものである。このため、第3次行革大綱実施計画では、他会計への繰出金の抑制の取組みに含める検討することとし、完了とする。</p>
<b>取組項目</b>	<b>(3)-10 下水道料金の統一による適正な料金水準の確保（～H26）</b>
<b>実施内容</b>	・平成26年4月1日の下水道使用料金の市内統一に向けて段階的な調整を進める。
計画期間の達成状況と総括	
<b>達成</b>	<p>水道事業の経営の観点、受益者負担とのバランス、市財政への影響等を十分に検討した結果、H26年度から下水道料金の統一を完了したことから達成と評価する。</p>
取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
<b>完了</b>	<p>下水道料金の統一は完了とする。下水道事業に関しては、R2年度から始まる下水道の公営企業会計化への対応、下水道の統合による管理運営費の削減が取組項目の課題として検討が必要な事項である。</p>
<b>取組項目</b>	<b>(3)-11 下水道の加入促進による接続率の向上</b>
<b>実施内容</b>	・下水道の接続に関する相談や広報紙等による啓発を積極的に行い、接続率を向上する。
計画期間の達成状況と総括	
<b>一部達成</b>	<p>第2次行革大綱では、H24年度の接続率である78.65%を基準に、H27年度の接続率の目標を83.00%として設定していた。下水道接続率は独自の基準で算定されており、整備区域の現在利用人口を水道整備人口で除したものとなっている。H25年度以降の実績はH25：78.88%、H26：75.19%、H27：75.99%、H28：76.24%、H29：77.13%、H30：76.96%であり、目標値には達していないが、これはH26年度から外国人住民の接続率が加わったこと及び計算手法が変更されたことが原因である。このため、実態として基準値及び目標値と実績の比較が不可能となっている。但し、変更後の数値の推移を見るとH30年度に若干下降しているものの、基本的には上昇しており、この推移を踏まえて一部達成と評価する。</p>
取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
<b>見直し</b>	<p>下水道の加入促進及び接続率の向上は、引き続き啓発が必要な事項であるが、第3次行革大綱実施計画においては、R2年度から始まる下水道の公営企業会計化への対応、下水道の統合による管理運営費の削減と併せ、全体的な検討課題として取組む必要がある。</p>
<b>取組項目</b>	<b>(3)-12 水道施設の統合推進等による経営の効率化</b>
<b>実施内容</b>	・水道施設統合整備基本計画に基づき、施設の統合を行う。



計画期間の達成状況と総括	
達成	H25年度当初 59 施設であった水道施設は、計画に基づいて段階的に統合を進め、H30年度末には 40 施設（19 施設：約 32%減）となった。このため、統合の推進は図られており、金額的な経営効果は今後の推移を検証することが必要なものの、少なくとも施設が減少したことで、異常発生リスクは減少しており、経営的な効率化は図られているものと考えられるため、達成と評価する。
取組みの方向性及び第 3 次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
見直し	第 2 次行革大綱計画期間の中で統合は完了した。今後は「新水道ビジョン」に基づく取組みを進める中で、水道料金の検討をはじめとする水道施設統合後の経営の効率化について検討が必要である。
取組項目	<b>(3)-13 市税等の収入及び収納率の向上</b>
実施内容	・徴収嘱託員のモチベーション向上等、滞納整理等の対策を強化し、収納率を高める。
計画期間の達成状況と総括	
達成	徴収員のモチベーションアップをはじめとする収納率向上対策に努め、収納率も H26 年度の現状値において 92.59%であったものが、H30 年度末に 94.99%と着実に向上している。第 2 次総合計画前期実施計画における R2 年度の市税収納率の目標値が 93.33%であることを考えると、第 2 次行政改革大綱期間としては、所期の目的を達成したものと評価する。
取組みの方向性及び第 3 次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
継続	口座振替や特別徴収の推進を行いながら、電子決済等の活用や、市税以外の債権も含めた債権管理に関する基本的な方針の策定・運用を検討する必要がある。
取組項目	<b>(3)-14 使用料及び手数料、減免規程の見直し</b>
実施内容	・使用料及び手数料の単価について、行政サービスを維持するための応分の受益者負担の確保の観点から見直しを行う。 ・施設使用料等の減額、免除の適用範囲について、公平性の確保の観点から見直しを行う。
計画期間の達成状況と総括	
未達成	使用料等の見直し及び減免規定の見直しについては、庁内協議や「公共施設適正配置計画」策定の過程における外部有識者からの指導など、総論的な取組みに止まっている。このため第 2 次行革大綱期間の評価は未達成とする。
取組みの方向性及び第 3 次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
継続	原価ベース（イニシャルコストを除く）での算定による使用料等の見直しの検討、減免規定の厳格化など取組みについて、「公共施設適正配置計画」の推進とともに検討する必要がある
取組項目	<b>(3)-15 債権管理の強化（税、税外収入）</b>
実施内容	・市債権収納調整会議（庁内組織）においてノウハウの共有化を図り、全庁体制で効果的な債権管理を進める。
計画期間の達成状況と総括	
一部達成	徴収嘱託員のスキル向上、県税事務所と連携した収納活動（H29 年度まで）等により、収納率にも向上が見られているが、「債権管理の強化」という目的に対しては、職員スキルの向上や蓄積した経験の「一般化」が必要であり、これらを総合的に判断し一部達成と評価する。
取組みの方向性及び第 3 次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
継続	「債権管理の基本的な方針」を定める等の取組みにより、職員の異動があった場合でも高い水準で債権管理を行うことができる体制や、仕組みを構築する必要がある。

<b>取組項目</b>	<b>(3)-16 可処分財産の貸付、売却の推進</b>
<b>実施内容</b>	・行政目的に使用していない土地や建物の積極的な貸付や売却を進める。
計画期間の達成状況と総括	
<b>一部達成</b>	普通財産である「土地」については、H25年度～H29年度にかけ、徐々にではあるが着実に売却を進めてきた。但し、普通財産である「建物」については、積極的な処分には至っておらず、全体としては一部達成と評価する。
取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
<b>継続</b>	「公共施設適正配置計画」に基づく施設の統廃合により可処分財産の増加も予見されることから、第3次行政改革大綱実施計画において引き続き処分の促進に取り組むとともに、建物の底地も含め借地全般の解消についても検討する必要がある。
<b>取組項目</b>	<b>(3)-17 その他収入の確保（広告収入、寄付金等）</b>
<b>実施内容</b>	・市が発行する印刷物等への広告の掲載、公共施設における有料広告スペースの設定など新たな広告収入等の確保を図る。 ・ふるさと寄付金の収入増をめざして、効果的なPRを行う。
計画期間の達成状況と総括	
<b>一部達成</b>	ふるさと寄附による収入増に関しては、議会でも度々取り上げられており、提言なども受けながら充実を図ってきている。その成果もあり平成27年度に一旦寄附金額は減少したものの、件数では対平成26年度対比で298%（約3倍）となり、以降は件数・金額ともに増加している。但し、ふるさと寄附以外のその他収入（広告収入等）は目立った実績がないことから、一部達成と評価する。
取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
<b>継続</b>	引き続きふるさと寄附による収入確保対策を強化するとともに、新たな収入を含め財源確保のあり方について検討が必要である。